

株券電子化のための特別口座記載事項の通知
及び特別口座を開設する口座管理機関等に関する公告

平成 20 年 11 月 26 日

株主及び登録株式質権者各位

石川県白山市旭丘一丁目8番地
高松機械工業株式会社
代表取締役社長 高松 喜与志

当社は、平成 21 年 1 月 5 日において、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」附則第 7 条により振替口座簿に記載されなかった株主及び登録株式質権者（以下、「株主等」という）について、同日以後遅滞なく、特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し同法附則第 8 条第 5 項に定める事項を通知し、また、同法附則第 8 条第 4 項の申出を次の口座管理機関に行い、株主等のために特別口座を開設することを同法附則第 8 条第 1 項の規定により、公告いたします。

特別口座を開設する口座管理機関

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社

(郵便物送付先) 〒183-8701 東京都府中市日鋼町 1 番 10
住友信託銀行株式会社証券代行部
(住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417
(お問合せ先) 0120-176-417

以 上

(注) 「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。